

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書確認事項

届出者	特定液化石油ガス設備工事事業を行う者
届出時期	事業の開始から30日以内(事業所ごと)
届出方法	届書を2部作成し、予防課危険物係に提出をする。
手数料	無料
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記事項証明書(受理の日から6ヶ月以内に発行、法人の場合に限る。) 2. 液化石油ガス設備士免状所有者名簿(免状の写しを添付すること。) 3. 気密試験用器具一覧表
届書様式	<p>特定液化石油ガス設備工事事業開始届書</p> <p>各様式をダウンロードして使用してください。</p>
受付時間	月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く。)の8時30分から17時15分
処理期間	書類確認で不備がなければ即日
根拠法令等	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)</p> <p>第三十八条の十 液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備工事」という。)の事業を行う者(以下「特定液化石油ガス設備工事事業者」という。)は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 その他経済産業省令で定める事項 <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則</p> <p>(事業の開始の届出)</p> <p>第一百十二条 法第三十八条の十第一項の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>